

徳島県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月21日

徳島県監査委員 矢野 田 等
同 近 藤 男
同 井 関 理
同 岩 佐 弘
同 山 西 国 朗

監査結果の公表年月日	平成31年2月6日						
監 査 の 結 果			講 じ た 措 置				
<p>(1) 収入で未収となっているもの</p>	<p>< 南部総合県民局地域創生部 阿南庁舎 > 県税について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p>		<p>「平成30年度県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており，平成30年7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め集中的に滞納整理を行った。 また，11月から12月までの間を「県税・市町村税県下一斉徴収強化月間」として，局長と市町長との連名による共同催告書の発送を行うなど，県と市町が一体となった徴収強化に努めた。 収入未済額の大部分を占める個人県民税の徴収対策として，平成30年7月からは阿南市と那賀町において，9月からは海陽町において，県と市町村の税務職員の「相互併任制度」を活用し，県と市町が相互に支援を行う協力体制を整え，差押・戸別訪問徴収・処分の執行停止調査等を共同で実施した。 また，牟岐町と美波町においては，平成30年12月から約1年間，地方税法第48条に基づく個人住民税の「徴取引継」を行い，町から引き継いだ徴収困難事案を県が徴収しているところである。 自動車税をはじめその他の税目についても，滞納者に対し文書や電話での催告，戸別訪問による納税指導を行うとともに，財産の一斉調査により担税能力を把握した上で，定期的を実施する「滞納分析会議」により，個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認し，財産があるにもかかわらず納税意識が低い滞納者に対しては，厳正に滞納処分を行った。 一方，財産調査等の結果，生活困窮者や将来的にも徴収見込みがないことが明らかな者については，一旦処分の執行を停止するなど，滞納者の状況に応じた滞納整理を進めた。 特に，滞納件数が多い自動車税については，東部県税局<自動車税庁舎>と連携し，徴取引継を受ける前の現年課税分についても，積極的に情報交換・滞納処分を行っており，新たに発生する未済額の圧縮を図った。</p>				
	<p>県税の収入未済額の状況</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>平成29年度決算額</td> <td>133,329,660円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度決算額</td> <td>149,582,723円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>16,253,063円</td> </tr> </table>	平成29年度決算額			133,329,660円	平成28年度決算額	149,582,723円
平成29年度決算額	133,329,660円						
平成28年度決算額	149,582,723円						
増 減 額	16,253,063円						

以上の結果、平成29年度決算額で133,329,660円であった県税の収入未済額が、平成31年3月31日現在90,257,485円となり、43,072,175円(うち不納欠損額11,537,500円)減少した。

今後とも、納期内納付向上の広報や適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努めたい。

また、個人県民税については、管内市町との連携を強化し徴収支援の充実に努めたい。

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成29年度決算額	19,576,600円
平成28年度決算額	17,343,422円
増減額	2,233,178円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成29年度決算額	13,181,038円
平成28年度決算額	13,238,405円
増減額	57,367円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成29年度決算額	1,714,157円
平成28年度決算額	1,858,239円
増減額	144,082円

1 返納金(19,576,600円)のうち、
(1) 児童扶養手当返納金の収入未済額(1,866,360円)については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施した。

その結果、平成29年度決算額で1,866,360円であった収入未済額が、平成31年3月31日現在1,810,880円となり、55,480円減少した。

今後とも、市町村等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努めたい。

(2) 生活保護返納金の収入未済額(17,710,240円)については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、地区担当員の通常の訪問、査察指導員との同行訪問、文書・電話による督促等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めた。

その結果、平成29年度決算額で17,710,240円であった収入未済額が、平成31年3月31日現在15,301,554円となり、2,408,686円(うち不納欠損額960,052円)減少した。

今後とも、市町村等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者や保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、新たな返納金の発生防止に努めたい。

2 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額(13,181,038円)及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額(1,714,157円)については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、ケース会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めた。

また、償還開始の連絡の際には、担当職員と母子・父子自立支援員が通知書を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めた。

その結果、母子福祉資金貸付金元利収入については、平成29年度決算額で13,181,038円であった収入未済額が平成31年3月31日現在

11,647,443円となり、1,533,595円減少するとともに、寡婦福祉資金貸付金元利収入については、平成29年度決算額で1,714,157円であった収入未済額が平成31年3月31日現在1,707,157円となり、7,000円減少した。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保を図りたい。

< 西部総合県民局地域創生部 美馬庁舎 三好庁舎 >
 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成29年度決算額	66,889,777円
平成28年度決算額	59,190,539円
増 減 額	7,699,238円

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。

平成29年度の「県税」の収入未済額は、66,889,777円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の82.4パーセント、自動車税が11.4パーセントとこの2税目で県税収入未済額全体の93.8パーセントを占める状況であった。

〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額 55,126,400円
 (対前年度比 +6,040,743円)

「自動車税」の収入未済額 7,608,193円
 (対前年度比 +105,721円)

特に収入未済額の8割超を占める個人県民税の徴収対策として、地方税法第48条の規定に基づき、住民税の一部について、管内1市1町(三好市、東みよし町)から徴収引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行うとともに、平成30年度は、新たに、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」を活用し、県とつるぎ町の間で協定を締結して、特定の滞納整理業務を共同で行う徴収支援を行った。

また、11月から12月にかけての「県下一斉徴収強化月間」においては、県と管内市町の連名による「共同催告」の実施や西部圏域で初めてとなる県及び管内市町職員参加の街頭啓発活動を実施するなど、管内市町と連携を強化し、滞納を許さない気運を醸成するとともに、新規滞納の抑制を図った。

自動車税については、滞納件数が多く、早期の処理が求められることから、地区別に徴収状況を把握し進行管理に努めるとともに、西部総合県民局地域創生部県税担当が一体となって積極的な納税交渉や効果的な調査を行い、厳正な滞納整理に取り組んだ。

その他の税目についても、定期的に美馬庁舎と三好庁舎の合同で「滞納分析会議」を開催し、滞納整理の進捗状況と今後の滞納整理方針について協議するとともに、7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め、差押などの積極的な滞納処分により集中的な滞納整理に取り組んだところである。

これらの取組から平成29年度決算における収入未済額66,889,777円が平成31年3月31日現在41,917,214円となり、24,972,563円(うち不納欠損額5,212,231円)減少した。

今後とも、さらなる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

また、個人県民税については、市町との連携を密にし徴収支援の充実に努めたい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成29年度決算額	17,625,297円
平成28年度決算額	17,574,239円
増 減 額	51,058円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成29年度決算額	6,949,681円
平成28年度決算額	7,800,607円
増 減 額	850,926円

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、債務者に寄り添いながら粘り強く納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めている。

このような取組の結果、平成29年度決算額で2,446,280円であった収入未済額が、平成31年3月31日現在2,402,280円となり、44,000円減少した。

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。

今後とも、債務者の生活状況の実態を把握し、ひとり親家庭支援として債務者に寄り添いながら定期的な電話及び訪問による納付指導を行い、早期納入を求めるとともに、受給者への定期的な状況調査により、新たな返納金発生の防止に努めたい。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に努めている。

また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

このような取組の結果、平成29年度決算額で15,179,017円であった収入未済額が、平成31年3月31日現在14,012,750円となり、1,166,267円（うち不納欠損額17,500円）減少した。

一方、新たな収入未済の発生防止策として、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受

		<p>給防止，未収金発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに，町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上，情報提供の依頼を行っている。</p> <p>今後とも，個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに，11月の「債権回収強化期間」以降には，長期滞納者を中心に，訪問による重点的な返済指導を行うなど，未収金の回収と新たな収入未済の発生防止に努めたい。</p> <p>3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況</p> <p>「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき，借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに，全滞納者に対して，定期的な電話又は訪問指導を行っている。</p> <p>特に，長期滞納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。</p> <p>また，これらの償還業務を組織的な対応とするため，毎月1回，部内において未収金対策会議を開催するほか，11月を償還指導の強化期間として設定するなど，計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。</p> <p>このような取組の結果，平成29年度決算額で6,949,681円であった収入未済額が，平成31年3月31日現在6,379,855円となり，569,826円減少した。</p> <p>一方，新たな未収金の発生防止策として，貸付時において，借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め，滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに，修学資金や技能習得資金など，貸付が長期に及ぶ資金については，住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め，借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し，貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど，新たな未収金の発生防止に努めている。</p> <p>さらに，償還開始1か月前には，借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を発送し償還を促すなど，未収金の発生防止に精力的に取り組んでいる。</p> <p>また，未収金の縮減策として，滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の手續を奨励し，利便性に配慮することにより収納を進めているところである。</p> <p>今後とも，滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど，計画的で利便性の高い償還を促し，収入未済額の縮減を図るとともに，新たな未収金の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。</p>
<p>(2) 契約事務で適切でないもの</p>	<p>< 南部総合県民局農林水産部 阿南庁舎 > 海岸漂着物処理業務委託契約において，変更契約後の委託額が随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず，随意契約しているものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は，現場業務を進める中で，当初に算定していた数量に変更が生じ，変更契約額が100万円を超過し，少額の場合の随意契約によることができる場合に該当しなくなったものである。</p> <p>今回の指摘を受け，次の再発防止策を講じた。</p> <p>(1) 平成30年9月12日の阿南庁舎における部内会議（サブリ - ダ - 以</p>

		<p>上出席)で直ちに情報共有を図るとともに、9月20日には、当該阿南庁舎において契約事務規則や随意契約ガイドラインに基づく研修を行い、適切な契約事務処理を徹底した。</p> <p>(2)さらに、9月28日には、美波・那賀・阿南庁舎合同の会議において情報共有することで部全体の注意喚起を行った。</p> <p>(3)その後、平成31年3月22日開催のコンプライアンス研修会において、平成30年度会計事務研修会(2月12日開催)の受講者から関係するポイントを報告することで、再発防止に向け職員の理解を深めた。</p> <p>今後とも、契約事務について職員への周知を図り、重複したチェックを徹底し、適正な事務執行の確保に努めたい。</p>
(3) 用地取得に係る事務で適切でないもの	<p><西部総合県民局県土整備部 三好庁舎 > 用地取得において、抵当権が抹消されていないにもかかわらず、所有権移転登記がされているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>1 指摘事項の概要と対応状況 当該用地については、通常砂防事業に係る事業用地として、三好市との間で平成29年6月19日に土地売買契約書を締結し、平成30年4月25日付けで分筆・所有権移転登記(国土交通省名義)を行い、既に引渡しを受けている。 本来は、抵当権など所有権以外の権利については、土地の引渡し前に売渡人において抹消することになっているが、既に引渡し完了していることから、現在、三好市と県が共同して抵当権の抹消手続を進めているところである。</p> <p>2 発生原因と再発防止 今回の事案は、契約の相手方が地方公共団体(三好市)であったため、抵当権の設定はないものと思ひ込み、登記簿上での十分な確認を怠ってしまったことに原因がある。 今後は同様の事案が発生しないよう、現在使用している「土地価格及び補償金額の算定業務に係るチェックリスト」について、事前業務区分に「所有権以外の権利の抹消」を追加するとともに、事務ラインでのダブルチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めたい。</p>

監査結果の公表年月日	平成31年3月8日		
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置	
(1) 調定に関する事務で適切でないもの	<p><城東高等学校> 全日制高等学校授業料において、二重徴収及び調定漏れとなったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、平成29年度の全日制高等学校授業料について、就学支援金認定の際にチェックが十分できていなかったため、1名が二重徴収、2名が調定漏れとなっていたものである。 対象者とその保護者に対しては、直ちに収納・返金手続について十分説明を行い、収納については、平成31年1月30日に、返金については、</p>	

		<p>平成31年3月31日にそれぞれ完了している。 今後は、管理職を含む複数の職員が、関係書類及びデータの確認を徹底するとともに組織的なチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めたい。</p>
	<p>< 城東高等学校 > 全日制高等学校授業料の調定手続において、出納機関への収入の通知ができていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、全日制高等学校授業料に関する調定8件について、平成29年度末までに納入機関に対して通知しておらず、事務室内でのチェックも十分できていなかったものである。 指摘を受けて、事務室内で情報を共有し、会計規則に基づく適切な事務処理を行うよう周知徹底を図った。 なお、平成30年度の全日制高等学校授業料に係る調定については、全て通知済みとなっている。 今後は、このような事案が起こらないよう、管理職が毎月の決裁状況を把握するとともに、組織的な確認を徹底することで、迅速かつ適正な事務の執行に努めたい。</p>
	<p>< 徳島中央高等学校 > 定時制高等学校授業料において、事前調定すべき場合にもかかわらず、事後調定しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、定時制高等学校授業料（単位制）について、事前調定すべきところ事後調定していた事案があったものである。 指摘を受けて、同様の事案の再発を防止し適切な事務処理を行うため、会計規則等の関係法令を熟知しておくことが必要不可欠と認識し、収入事務の流れや関係法令を事務室全体で再確認し、必要な知識の習得に努めた。 また、担当者・副主任者・事務課長の各段階でチェックが行われるよう再確認し、組織的なチェック機能を徹底することを申し合わせた。 今後は、チェック機能が形骸化することなく、また、前例に囚われることのないよう、事務室内で普段からお互いに注意し合うとともに、問題と思われる事案を発見した際には、速やかに事務室全体で検討の場を持つなど、適正な事務の執行に努めたい。</p>
<p>(2) 休日給の支給で適切でないもの</p>	<p>< 二十一世紀館 > 休日勤務を命じているにもかかわらず、休日給が支給できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、休日（祝日）出勤となっていたにもかかわらず、シフト表上では通常の出勤日となっていたため、休日給を支給できていなかったものである。 対象職員への休日給支給については、過年度追給として関係課と対応し、令和元年5月22日までに支払済である。 指摘を受けて、平成30年度から休日勤務についてはシフト表の記載において休日出勤とわかるよう印をつけており、このような事案が発生しないよう留意している。 今後、休日については、年度当初に各館総務担当者で確認を行うとともに、シフト表を作成する際に各館の責任者と総務担当者で複数のチェックを行う。 また、休日勤務を行う職員に対し、各館の責任者又は総務担当者から休日勤務の取扱いについて制度の周知を行い、組織的な確認と適正な事務執行に努めたい。</p>

<p>(3) 契約事務で適切でないもの</p>	<p>< 二十一世紀館 > 動産総合保険料契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、徳島県契約事務規則に基づき、競争入札によるべき契約であったところ、事業を適正に実施できると認められる事業者から見積を徴収し、最低額を提示した事業者と動産総合保険料契約を締結したものである。</p> <p>指摘を受けて、所属内で法令等の誤認防止や、特に指摘のあった契約事務について情報共有するとともに、適正な事務執行について周知徹底を図った。また、現在の動産保険契約においては、指名競争入札を導入し、適正に契約事務を執行した。</p> <p>今後、新たに契約を行う必要が生じた場合は、公正性及び競争性の確保が図られるよう十分に留意しつつ、適正な事務処理を厳格に行うとともに、立案段階で他館の総務担当者も交えた複数人によるチェックを行い、組織的な確認と適正な事務執行に努めたい。</p>
<p>(4) 公文書の管理で適切でないもの</p>	<p>< 阿南支援学校 > 会計書類について、所在不明なものが認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、分校で作成した使用許可に係る私用電気料を徴収するための調定決議書が所在不明となったものである。</p> <p>調定決議書については、本校を通じ出納機関へ提出し、審査終了後は本校を経由し返還されている。</p> <p>指摘を受けて、分校における調定決議書を含む審査対象文書の提出と返還の確認を確実にを行うため、審査対象文書の発送・受領簿を作成するとともに、発送・受領簿の確認は、事務担当者及び教頭等によるダブルチェックを行うこととした。</p> <p>今後は、同様の事案が発生することがないように厳重な管理を行い、適正な事務執行の確保に努めたい。</p>